

平成28年度 第1回尾道市総合教育会議

平成28年11月21日午前9時30分～
市民会館31号室

1 市長あいさつ

2 協議

- (1) 尾道市教育大綱の策定について
- (2) いじめ問題に係る今後の取組について

第1回尾道市総合教育会議 出席者名簿

尾道市

市長	ひらたに ゆうこう 平谷 祐宏
----	--------------------

尾道市教育委員会

委員長	むらい けいいち 村井 圭一
委員長職務代理者	なかつか ひろこ 中司 弘子
委員	やまきた あつし 山北 篤
委員	なかた ふみ 中田 富美
教育長	さとう まさひろ 佐藤 昌弘

説明員

市長部局

文化振興課長	むかいやま しげあき 向山 成明
--------	---------------------

教育委員会事務局

教育総務部長	みやもと ひろし 宮本 寛
学校教育部長	むらかみ まさき 村上 正喜
教育委員会庶務課長	のぶとう しゅんそう 信藤 俊壮
主幹（学校施設整備担当）	あんどう ふみお 安藤 文夫
生涯学習課長	あぼ なりつぐ 安保 成二
因島瀬戸田地域教育課長	ほそや むつお 細谷 睦夫
美術館長	こばやし てつや 小林 哲也
学校経営企画課長	せと さとし 瀬戸 智
教育指導課長	すぎはら たえこ 杉原 妙子

協議 1

尾道市教育大綱の策定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項の規定により、市長が教育に関する大綱を定めるにあたり、同条第 2 項の規定により、総合教育会議において協議する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

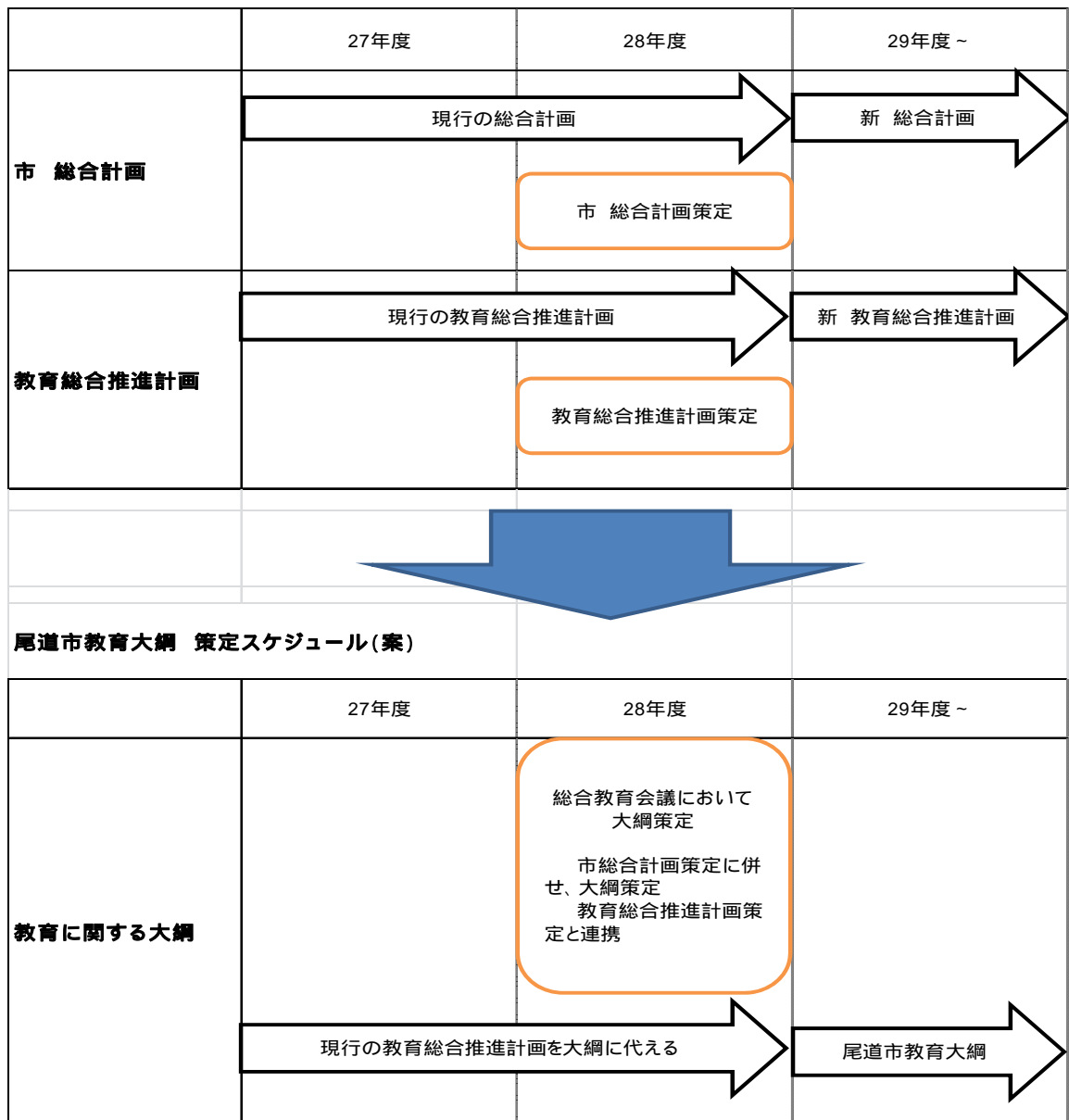
- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

「尾道市教育大綱」策定スケジュール

平成 27 年度第 1 回総合教育会議（平成 27 年 5 月 26 日開催）における合意事項

教育に関する大綱の策定について

- 1 「尾道教育総合推進計画」をもって、大綱に代える。
- 2 新たな市の総合計画の策定に併せて、大綱の見直しを行う。



(素案)

尾道市教育大綱

平成 年 月

目 次

第1	策定の趣旨	1
第2	大綱の位置付け	2
第3	計画期間	2
第4	教育施策の方針	3
1	「尾道教育総合推進計画」の着実な推進	3
2	市全体で連携して取り組む教育施策の推進	4

第1 策定の趣旨

本市を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の進行、グローバル化の進展等、大きく変化しています。

このような環境の変化に対応するため、本市では、平成27年10月に「尾道市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少克服・地方創生を目的とした取組を進めています。

さらに、本市が目指すべき姿と進むべき道筋を明らかにするため、平成29年度から10年間の計画期間として、新たな総合計画を策定しました。

総合計画では、「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ~誇れるまち『尾道』~」を目指すべき都市像として掲げています。

この都市像を実現するためには、「魅力ある人材が育ち、地域に愛着と誇りを持てるまちづくり」を推進していかなければなりません。

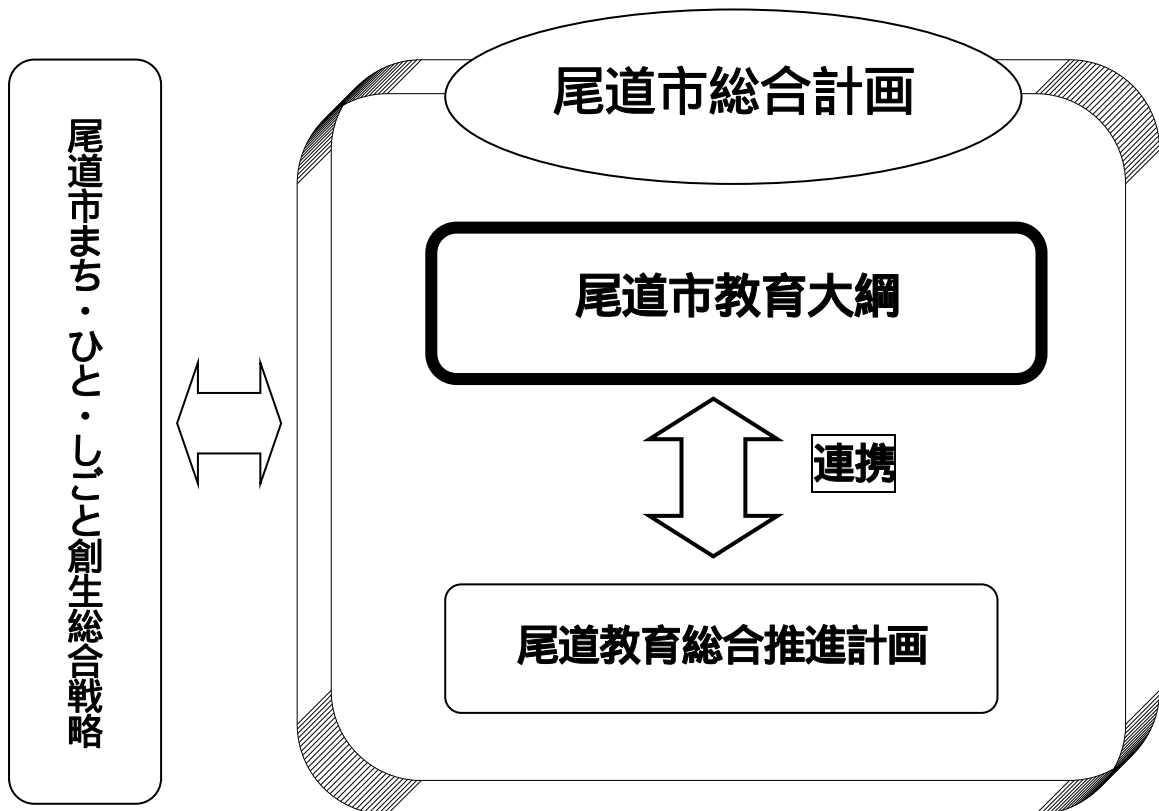
人口減少社会が到来する中で、地域の将来を支える人材の育成がこれまで以上に重要であり、そのためには、愛着と誇りが持てるまちづくりを推進するとともに、個性と創造性に富み、グローバルに躍動する、魅力ある人材の育成が必要です。

このため、地域の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図るとともに、地域全体で主体的に子どもの教育を支援する体制づくりが求められます。

このような視点に基づき、本市の教育施策の進むべき方向性について、市と教育委員会が認識を共有し、施策を連携して推進するため、教育大綱を策定したものです。

第2 大綱の位置付け

「尾道市教育大綱」は、本市の教育行政の目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、総合教育会議において教育委員会との協議を経て、市長が定めるものです。



第3 計画期間

「尾道市教育大綱」の計画期間は、尾道市総合計画及び尾道教育総合推進計画との整合性を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

第4 教育施策の方針

1 「尾道教育総合推進計画」の着実な推進

本市では、教育委員会において「尾道教育総合推進計画」を策定しています。

この計画は、「尾道市総合計画」に基づいて策定しており、学校教育や生涯学習等の教育行政について、目標や方針を定めるとともに、事業施策を展開しています。

本市の未来を担う子どもたちへの教育の充実を図り、市民の皆さんが生きがいを持って活躍していただけるよう、「尾道教育総合推進計画」を着実に推進します。

「尾道教育総合推進計画」(素案)

政策の柱

1	夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもの育成(尾道教育みらいプラン2)(仮称)	学校教育
2	学校・家庭・地域の協働による教育環境づくり	教育支援
3	安全・安心で良好な学校施設の整備	学校施設整備
4	集い・学び・生かす生涯学習の推進	生涯学習・スポーツ
5	歴史・文化・芸術の継承と創造	歴史・文化・芸術

2 市全体で連携して取り組む教育施策の推進

教育は、学校教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツなど多岐にわたっており、さらに子育て施策をはじめ、市の多くの施策と関連しています。

このため、教育施策について、教育委員会のみならず、市全体で連携して取り組むことが必要です。

主な連携施策

(1) 国際交流の推進

(尾道市総合計画基本構想施策目標 2 - 1 - 2 国内外との交流が活発に行われている)

海外からの留学生の受入や海外の学校との交流、外国人との交流イベントなどを通じ、本市を訪れる外国人と市民との(文化)交流を推進します。

このような機会を捉え、グローバル社会に適応した国際的な視野を持つ人材の育成に取り組めます。

(2) 日本遺産をはじめとした本市の特性を生かした芸術・文化活動の連携の推進

(尾道市総合計画基本構想施策目標 3 - 1 - 1 歴史・文化・芸術が継承され、生かされている)

市内に多く存在する寺社等、文化財の保存・活用をしながら、日本遺産に認定されたことを活かし、文化財を愛護する精神の育成・醸成を促進します。

市民の音楽、絵画、舞踊等の芸術創造活動への支援、子どもの芸術・文化体験の充実や地域の芸術・文化活動への支援等、芸術・文化活動の支援・充実を推進します。

(3) 尾道市立大学をはじめとした高等教育機関との連携による生涯学習機会の充実

(尾道市総合計画基本構想施策目標 3 - 3 - 1 いつでも学べる環境が整っている)

尾道市立大学においては、大学施設及び知的資源を活用し、市民公開講座、発表会、講演会などにより市民交流の促進、生涯学習の充実を図るとともに、教育・研究・地域貢献を通して、まちづくりに資する人材育成に取り組んでいます。多岐にわたる市民の学習ニーズに対応した、各種講座や講演会等を実施していくことで、生涯学習の充実を図るとともに、主体的な学びの創造を目指す必要があります。

(4) まちづくりに資する人材育成に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本構想施策目標4-1-1 協働のまちづくりの意識が定着している。)

社会環境の変化による地域課題の多様化・複雑化やまちづくり団体の担い手不足などの課題解決のため、市民を対象とした講座の開催、中心的役割を担う人材や活動団体への研修・ワークショップ等を通じ、地域を支える人材を育成します。

(5) 防災・安全に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本構想施策目標5-2-1 防災・防犯・交通安全体制が充実している)

子どもたちを安全・安心に育むために、防災・防犯・交通安全体制の充実が求められています。

安心して暮らせるまちづくりを推進し、子どもたちを災害や犯罪などの危険から守り、安全・安心に育むために、防災・防犯意識の高揚を図り、防災・防犯体制の充実を推進します。

また、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設(防護柵、ガードレール)や通学路の安全対策を充実させるなど、子ども等の交通事故を防止し、安全で快適な交通環境の実現を推進します。

(6) 就学前教育や放課後対策に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本構想施策目標6-1-1 安心して子どもを産み育てられる環境が整備されている)

社会環境の変化により、核家族や、ひとり親家庭が増加する中で、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められています。

このため、就学前教育・保育施設の充実や放課後対策など子ども・子育て支援体制の充実に取り組みます。

(7) 子どもの貧困対策に関する連携の推進

(尾道市総合計画基本構想施策目標6-1-1 安心して子どもを産み育てられる環境が

整備されている)

子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもが夢と希望を持って成長することができる環境づくりを図るため、子どもの生活の実態把握と適切な対策を推進します。